

(その1)

# 収支報告書

2098  
令和4年分  
開催分

(ふりがな) しんせいけいこんわかい

1 政治団体の名称 新政経懇話会

2 主たる事務所の所在地 京都市右京区西院坤町2  
ハウストゥ四条ビル601

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
二之湯 智

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
富家 瑞貴

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
堀 憲人

(電話) 075-315-2228

(電話) \_\_\_\_\_

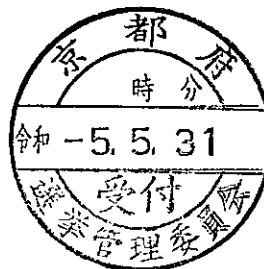
(電話) \_\_\_\_\_

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 (姓) (名)	<u>二之湯 智</u>
公職の種類 (現職・候補者の別)	<u>参議院議員 (現職)</u>
公職の候補者の氏名 (2人目) (姓) (名)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名 (3人目) (姓) (名)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	



資金管理団体の指定の期間	
令和4年 1月 1日	から
令和4年 7月 25日	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和4年 1月 1日	から
令和4年 7月 25日	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	15,826,211
(前年からの繰越額)	9,664,128
(本年の収入額)	6,162,083
支 出 総 額	4,310,904
翌年への繰越額	11,515,307

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	3,445,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	248

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	630,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	2,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,630,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	2,630,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	87,083	
	合 計	87,083	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
1	乾 康一	20,000	R4/2/22	京都府京都市右京区龍安寺玉津芝町24-1	会社役員		
2	牧村 史朗	10,000	R4/3/23	京都市西京区大原野西境谷町3-8-48	会社役員		
3	位田 博道	10,000	R4/3/30	京都府京都市伏見区淀木津町168-73	団体役員		
4	吉川 裕生	10,000	R4/6/16	京都府京都市右京区常盤西町13-16	無職		
5	原 綱宗	10,000	R4/6/30	滋賀県草津市矢橋町23-80	税理士		
6	原 綱宗	10,000	R4/7/10	滋賀県草津市矢橋町23-80	税理士		
7	林 県司	500,000	R4/7/10	京都市中京区役行者町370	団体役員		
8	余郷 昌昭	10,000	R4/7/10	神奈川県川崎市麻生区栗木台4-5-16	会社役員		
9	八神 基	50,000	R4/7/10	愛知県名古屋市中区栄5-1-23プラウドタワー栄2005	会社役員		
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	630,000					
	その他の寄附	0					
	合計	630,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	自由民主党京都府参議院選挙区 第三支部	500,000	R4/3/28	京都市右京区西院坤町2ハストウ四 条ビル601	二之湯 智		
2	自由民主党京都府参議院選挙区 第三支部	500,000	R4/5/24	京都市右京区西院坤町2ハストウ四 条ビル601	二之湯 智		
3	自由民主党京都府参議院選挙区 第三支部	500,000	R4/6/13	京都市右京区西院坤町2ハストウ四 条ビル601	二之湯 智		
4	自由民主党京都府参議院選挙区 第三支部	500,000	R4/7/11	京都市右京区西院坤町2ハストウ四 条ビル601	二之湯 智		
5	(小計)	2,000,000					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	2,000,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
16							
	この頁の小計	0					
	その他の寄附	0					
	合 計	2,000,000					

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,185,041	0	
(4) 事 務 所 費	776,728	0	
小 計	1,961,769	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,031,022	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1,318,113	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,349,135	0	
合 計	4,310,904		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	タイヤ交換一式代	97,900	R4/1/24	APITオートバックスSHINONOME	東京都江東区豊洲5-6-52	
2	コピーカウント料	15,650	R4/2/28	エフビットコミュニケーションズ(株)	京都市南区東九条室町23	
3	自動車任意保険料	151,310	R4/4/19	東京海上日動パートナーズTOKIO	東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル8F	
4	コピーカウント料	24,151	R4/4/27	エフビットコミュニケーションズ(株)	京都市南区東九条室町23	
5	コピーカウント料	40,067	R4/5/27	エフビットコミュニケーションズ(株)	京都市南区東九条室町23	
6	リース解約料	24,076	R4/6/23	三菱HCTビズネスリース(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
7	パソコン代	126,465	R4/7/14	ビックカマヲ有楽町店	東京都千代田区有楽町1-11-1	
8	お茶代	26,560	R4/1/12	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
9	額縁代	15,620	R4/1/13	額縁のたっぴ(株)	長野県長野市川中島町原1392-10	
10	お茶代	10,890	R4/1/19	(株)伊藤久右衛門	京都府宇治市菟道荒槇19-3	
11	お茶代	13,280	R4/1/24	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
12	お茶代	13,280	R4/2/21	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
13	お茶代	13,280	R4/3/7	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
14	お茶代	21,691	R4/3/13	(株)伊藤久右衛門	京都府宇治市菟道荒槇19-3	
15	トナーカートリッジ代	14,850	R4/3/28	(株)秋山商会	東京都中央区東日本橋2-13-5	
	この頁の小計	609,070				



(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
16	お茶代	13,280	R4/3/28	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
17	お茶代	13,280	R4/4/19	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
18	お茶代	13,280	R4/5/10	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
19	お茶代	19,920	R4/5/10	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
20	お茶代	13,280	R4/5/24	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
21	お茶代	26,560	R4/6/2	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
22	ドラムカートリッジ代	14,850	R4/6/23	榊秋山商会	東京都中央区東日本橋2-13-5	
23	お茶代	19,920	R4/6/23	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
24	お茶代	19,920	R4/6/28	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
25	お茶代	13,280	R4/7/5	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
26	お茶代	13,280	R4/8/10	一般財団法人和東町活性化センター	京都府相楽郡和東町白栖大狭間35	
27	ガソリン代	29,272	R4/1/12	豊陽興産(株)半蔵門SS	東京都千代田区隼町2-11	
28	ガソリン代	10,104	R4/2/8	豊陽興産(株)半蔵門SS	東京都千代田区隼町2-11	
29	ガソリン代	11,447	R4/4/19	豊陽興産(株)半蔵門SS	東京都千代田区隼町2-11	
30	ガソリン代	35,134	R4/5/10	豊陽興産(株)半蔵門SS	東京都千代田区隼町2-11	
	この頁の小計	266,807				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
31	ガソリン代	11,552	R4/6/13	豊陽興産(株)半蔵門SS	東京都千代田区隼町2-11	
32	ガソリン代	11,918	R4/7/1	豊陽興産(株)ENEOS半蔵門ステーション	東京都千代田区隼町2-11	
33	ガソリン代	26,237	R4/7/5	豊陽興産(株)半蔵門SS	東京都千代田区隼町2-11	
34	ガソリン代	13,568	R4/7/11	豊陽興産(株)ENEOS半蔵門ステーション	東京都千代田区隼町2-11	
35	文具代	10,136	R4/2/28	(株)アイコム首都圏営業部	神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィス23F	
36	文具代	11,417	R4/4/27	(株)アイコム首都圏営業部	神奈川県横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィス23F	
37						
	この頁の小計	84,828				
	その他の支出	224,336				
	合 計	1,185,041				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	切手代	29,400	R4/2/7	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
2	切手代	20,150	R4/2/14	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
3	郵送料	15,792	R4/11/11	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
4	郵送料	17,388	R4/11/18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
5	乗車券代	24,330	R4/7/15	(株)JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
6	航空券代	34,870	R4/7/15	(株)JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
7	乗車券代	19,040	R4/8/12	(株)JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館内地下4階	
8	携帯電話代	13,681	R4/2/17	ドコモショップ 虎ノ門店	東京都港区虎ノ門1-1-21新虎ノ門実業会館1F	
9	携帯電話代	13,751	R4/4/8	ドコモショップ 虎ノ門店	東京都港区虎ノ門1-1-21新虎ノ門実業会館1F	
10	携帯電話代	14,796	R4/6/13	ドコモショップ 虎ノ門店	東京都港区虎ノ門1-1-21新虎ノ門実業会館1F	
11	弁当代	12,000	R4/4/12	アヲ	京都府京都市右京区太秦多藪町14-53	
12	弁当代	25,300	R4/4/15	中華屋龍客	京都府京都市北区北野上白梅町24-1F	
13	弁当代	25,500	R4/9/16	アヲ	京都府京都市右京区太秦多藪町14-53	
14	政治資金監査料	110,000	R4/4/14	公認会計士八田泰孝事務所	京都市中京区新町通四条上ル小結棚町426番地新町錦ビル301号	
15	廃棄物処理代金	20,000	R4/7/14	三東運輸(株)	東京都江戸川区篠崎町3-12-6	
	この頁の小計	395,998				
	その他の支出	380,730				
	合 計	776,728				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	飲食代	16,270	R4/1/13	㈱レハ°スト	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング14F	
2	飲食代	25,500	R4/2/4	㈱レハ°スト	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング14F	
3	飲食代	32,720	R4/4/11	㈱レハ°スト	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング14F	
4	飲食代	27,240	R4/4/25	全国町村会館ベルラン	東京都千代田区永田町1-11-35	
5	飲食代	24,150	R4/4/26	㈱エー・ピー・カンパニー	東京都港区高輪3-25-23京急第2ビル1F	
6	慶弔費	16,500	R4/5/10	㈱ゆたか典礼	神奈川県海老名市国分南1-27-9	
7	飲食代	24,200	R4/5/13	叙々苑赤坂田町通り店	東京都港区赤坂3-7-17 赤坂Jビル2F	
8	飲食代	18,080	R4/5/20	㈱ラムラ大地の恵み北海道永田町店	東京都中央区日本橋大伝馬町10-8タキトビル	
9	飲食代	35,110	R4/6/7	㈱レハ°スト	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング14F	
10	飲食代	16,918	R4/6/10	赤坂東急ブライズ八丁味處㈱串の坊	東京都千代田区永田町2-14-3	
11	飲食代	12,000	R4/6/17	ホロランジ	東京都港区赤坂3-12-18	
12	飲食代	12,430	R4/6/17	㈱レハ°スト	東京都港区東新橋1-9-1東京汐留ビルディング14F	
13	挨拶品代	39,285	R4/6/23	㈱もり	京都市右京区西院金槌町15-7	
14	挨拶品代	70,120	R4/6/23	㈱もり	京都市右京区西院金槌町15-7	
15	慶弔費	30,000	R4/7/11	安倍昭恵	東京都渋谷区富ヶ谷1-30-29-201	
	この頁の小計	400,523				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	挨拶品代	230,040	R4/7/11	㈱もり	京都市右京区西院金槌町15-7	
17	飲食代	21,490	R4/7/13	㈱ラム大地の恵み北海道永田町店	東京都中央区日本橋大伝馬町10-8特ビル	
18	宿泊代	10,200	R4/7/20	都ホテル京都八条	京都府京都市南区西九条院町17	
19	飲食代	13,000	R4/7/21	隠家	愛媛県松山市三番町1-9-9永田ビル5F	
20	飲食代	11,450	R4/7/21	鉄板ダイニングいちご	愛媛県松山市二番町1-11-1ニッパ二番ビル1F	
21	宿泊代	15,000	R4/7/23	松山東急REIホテル	愛媛県松山市一番町3-3-1	
22						
	この頁の小計	301,180				
	その他の支出	119,519				
	合 計	821,222				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	20,000	R4/3/17	参議院議員松村祥史君の飛躍を期する会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1023号室	
2	会費	18,000	R4/3/30	平成研究会秘書会	東京都千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館3F	
3	会費	20,000	R4/4/18	赤沢りょうせい君を囲む会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館1022号	
4	会費	20,000	R4/4/22	真政会石田真敏君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館313号室	
5	会費	20,000	R4/5/10	おかだ直樹君を励ます会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館807号室	
6	会費	20,000	R4/5/16	参議院議員松川るいと日本新時代を拓く会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館407号室	
7	会費	20,000	R4/5/23	一幸会	埼玉県鴻巣市本町3-9-28	
8	会費	20,000	R4/5/23	昭政会	茨城県日立市会瀬町4-5-17	
9	会費	20,000	R4/6/2	日本戦略会議	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館1103号室	福田達夫衆議院議員
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	178,000				
	その他の支出	31,800				
	合 計	209,800				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄附 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	寄附	951,067	R4/4/15	自由民主党京都府参議院選挙区第三支部	京都市右京区西院坤町2ハウス4四條ビル601	
2	寄附	162,040	R4/9/16	自由民主党京都府参議院選挙区第三支部	京都市右京区西院坤町2ハウス4四條ビル601	
3	寄附	32,782	R4/9/16	自由民主党京都府参議院選挙区第三支部	京都市右京区西院坤町2ハウス4四條ビル601	
4	寄附	153,364	R4/9/30	自由民主党京都府参議院選挙区第三支部	京都市右京区西院坤町2ハウス4四條ビル601	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,299,253				
	その他の支出	18,860				
	合 計	1,318,113				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	



# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 3月 29日

政治団体の名称 新政経懇話会

会計責任者の氏名

富家

瑞貴



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和5年3月3日

新政経懇話会

代表 二之湯 智 様

登録政治資金監査人

登録番号

第4354号

研修終了年月日

平成25年7月26日

田 泰孝



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、新政経懇話会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、新政経懇話会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

新政経懇話会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、新政経懇話会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上